

佐久市文化財保護審議会 会議録

日時：令和3年11月19日（金）
午後1時30分から3時35分
場所：佐久市役所南棟3階 大会議室

委員：出席10名
傍聴者：なし

進行：文化振興課企画幹

・委員への委嘱書の交付

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 自己紹介

4 役員の選出

進 行： 会長については、佐久市文化財保護条例第41条第1項により、「委員が互選する。」と規定されていることから、委員に意見を求めます。

委 員： 引き続き佐々木久雄委員が良いのではないかと思います。

進 行： 他に意見はありますか。

<意見なし>

進 行： お諮りいたします。
佐々木久雄委員の会長について、賛成の方は拍手により承認願います。

<全員拍手>

進 行： 会長は佐々木久雄委員に決定しました。
次に会長代理の選出ですが、会長代理につきましては、佐久市文化財保護条例第41条第3項により、「あらかじめ会長が指名すること。」と規定されていることから、佐々木会長から指名願います。

会 長： 以前から引き続き委員をされている臼田武正委員を会長代理に指名します。

進 行： ただいま、会長から臼田武正委員の会長代理について指名がありましたので、臼田武正委員に会長代理をお願いすることとなります。

進 行： 次に、資料館協議会の委員選出ですが、こちらは「重要文化財旧中込学校」並びに「資料館」の運営に関し、ご協議いただく会であり、当審議会からも委員を選出しております。
これまで会長代理を選出しておりましたが、今回も同様でよろしいでしょうか。

<意見なし>

進 行： それでは、資料館協議会委員は、臼田武正会長代理をお願いしたいと思います。

進 行： 次に、国史跡龍岡城跡保存整備委員会の委員選出でございますが、こちらは国史跡「龍岡城跡」の田口小学校閉校後の活用及び整備について協議するための委員会となります。それぞれの立場でお願いしておりますが、当審議会からも委員を選出しており、これまで会長を選出しておりました。今回も同様でよろしいでしょうか。

<意見なし>

進 行： それでは、国史跡龍岡城跡保存整備委員会委員は佐々木久雄会長にお願いしたいと思います。

5 会長あいさつ

6 会議事項（事務局説明、質疑、意見等要約）

【佐久市文化財保護条例第42条第1項の規定により、会長が議長を務める。】

議 長： 「(1) 報告事項」について、「①県宝「東一本柳古墳出土品」の市有形文化財の解除について」、事務局から説明願います。

事 務 局： 「①県宝「東一本柳古墳出土品」の市有形文化財の解除について」、【資料1】により説明。

議 長： ただいまの件につきまして、ご意見はありますでしょうか。
ないようですので、続いて「②「田野口藩陣屋日記」の冊子刊行について」、事務局から説明願います。

事務局： 「②「田野口藩陣屋日記」の冊子刊行について」、説明。

議長： ただいまの件につきまして、ご意見はありますでしょうか。

委員： 今回は天保7年の正月から6月までについて解説したものを刊行するようですが、それは全ての項目について刊行するのでしょうか。それとも部分的な項目について刊行するのでしょうか。

また、同和問題や被差別部落に関する記述があった場合は、どのような対応をされるのでしょうか。

事務局： 今回刊行するものはページの上段に「田野口藩陣屋日記」の見開きの写真を掲載し、下段に書き下し文を掲載する体裁を予定しており、今回刊行分は正月から6月までで見開きで174頁となり、これを全て掲載する予定です。今後は一年分を三分割にして3年がかりで刊行していく予定です。

同和問題や被差別部落の表記につきましても写真を掲載し、それに対して忠実な書き下し文を掲載する予定です。この場合、「例言」、または「凡例」内で、現代にそぐわない表記がある旨を記載していくこととなりますが、これについても教育委員会内及び「臼田古文書を読む会」の会員の皆様と相談させていただきます。また教育委員会における刊行でもありますので、同和問題にかかる記述の対応について、次回の審議会において委員の皆様と諮り同意を得て刊行していきたいと考えています。

議長： 全国でも陣屋日記が残っているのは貴重であり、刊行された本を見た方によっては日本史の一部を書き換えるぐらいの具体的な内容が書かれているのではないかと思います。非常に貴重な佐久市の文化財の一つであるとも思いますので、その扱いもこの審議会ですべて考えていきたいと思っております。

事務局： なお、古文書の扱いに関連して、本日委員から資料提供がございましたので、ご説明をお願いします。

委員： 今回提示したのは10月の信濃毎日新聞の「建設標」ですが、佐久市出身で現在長野市在住の方の投書が掲載されています。ここには、「実家のある市には公文書館がなく」という記載がありますが、これは佐久市を指しております。この方とはお話ししたことがあり、今回紹介させていただくのですが、このように公文書館を必要としている方もいます。近年では岩村田の大井法華堂の資料のように、全て佐久市を通り越して、長野県立歴史館へ寄贈されてしまったケースもありました。また江戸時代の古文書は村役人を務めた経験のあるお宅には必ずあり、それが流出し、東京の古書店で売られているという話も聞きます。さらに水害や火災等で古文書がなくなっていることも実情でありますので、この審議会でも佐久市の貴重な財産である古文書を大事にさせていただくために、公文書館の設立等を検討していくのはどうかと考えています。

また、佐久市志刊行会で古文書を複製した資料については目録がありますが、その後の活用方法が市民に知らされていない現状もあり、資料が死蔵されています。活用方法も含めて、市民に公開できればと思っています。

議 長： 貴重なご意見ありがとうございました。

代替わりや、家を新築・改築する際に、段ボールに入った古文書が邪魔なものとして、捨てられてしまったり、流出してしまったりしています。やはり市教育委員会で古文書が貴重なものであるということを絶えず呼び掛けていただければありがたいと思います。

他にご質問はありますか。

委 員： 私が所属する町も中山道の宿場町を持っており、古文書の保存や把握が課題になっています。先ほど目録というお話がありましたが、おそらく合併前の市町村単位で何らかの目録をお作りになっている状況だと思いますが、佐久市として、現在、そういう文献関係の目録はどのような形で把握されているものなのか、そして、その佐久市として古文書をどのような状態で保管体制をとっているのか、あるいはその保管された古文書を今どのような形で整理等をしているのでしょうか。

事 務 局： 本日は他の協議事項がありますので、ただいまいただいたご質問については次回の議題の中で回答させていただきます。

議 長： それでは先に進めさせていただきます。

お配りした「次第」の「協議事項」の順番を入れ替えさせていただきまして、はじめに「② 佐久市指定有形文化財の指定について」に入らせていただきます。

【吉岡教育長から佐々木会長に対して藤ヶ城跡井戸の文化財指定について諮問】

議 長： ただいま諮問を受けました。改めまして本件に関する審議を進めてまいります。事務局から説明願います。

【各委員に諮問書の写しを配付】

事 務 局： 「藤ヶ城跡井戸」について、諮問書の写し及び【資料4】により説明。

議 長： この井戸については、前回の審議会で臼田委員が代表として現地確認を行っていただくことが決定し、その後現地確認を行っていただきましたが、ご発言はありますか。

臼田委員： 7月8日に審議会委員の代表として現地確認をさせていただきました。

この井戸は、A3版の資料の右上の写真にもありますように、井戸枠の最上部（地上の部分）は切り石で、方形にきちんと整然と組み立てられており、地下の内部は自然石の野面積みで円形にやはりきちんと積まれております。見た範囲では崩れや石積みの孕みは一切認められず、後世に、たとえば石、土砂、木材などの様々な廃棄物が投げ込まれた痕跡も全くありませんでした。非常によく管理されており、保存状態も極めて良好な井戸であると感じました。

そこで、そういう状況からみれば文化財に指定する価値は十分にあると思います。ただし、深さが指定調書にもありますように18mとかなり深く、現在、井戸枠の部分は中を覗き込まないように、あるいは落ちないように蓋をしていますが、もし指定後に、この井戸を安全に公開活用するとしたらどうすればいいのかということが大きな課題になるのではないかと思います。

議長： ありがとうございます。

内藤藩にはお城が無く、旧幕府の代官所の跡地を使って陣屋にしており、本格的な城を作りたいという事で幕末に作られたものが藤ヶ城ですが、明治時代になりすぐ廃城になります。そうすると、建物を全部売ってしまい、現物が残っているのはこの井戸だけということですので、貴重な文化財として指定していく方向で今ご意見がございました。

ご質問等ございますでしょうか。

ないようですので、これで「藤ヶ城跡井戸」の現地確認に移りたいと思います。

【午後2時35分～3時25分 「藤ヶ城跡井戸」現地確認】

議長： 現地確認お疲れ様でした。

ただいまの現地確認を終えて、何かご意見はございますでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、次回の審議会で委員の皆様へ「藤ヶ城跡井戸」の文化財指定に関するお考えを伺いたしたいと思います。

続いて、先ほど順番を入れ替えた「協議事項」の「① 佐久市文化財保護審議会の開催方針及び今後の動向について」、事務局から説明願います。

事務局： 「① 佐久市文化財保護審議会の開催方針及び今後の動向について」、【資料2】、【資料3】により説明。

議長： ただいまの件についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員： 香坂山遺跡はこれから国の史跡に申請するという段階でしょうか。

事務局： 今現在、実施計画の予定としまして、これから補助金の交付申請等行っていきます。それから新年度に入ってから、調査指導委員会を立ち上げて、調査や検討等を行うなかで、3年間を目途に、総括する報告書を刊行することを

考えております。また【資料3】をご覧いただきたいのですが、グレー色の部分が過去の上信越道八風山トンネル建設にともなう調査箇所、青色の部分が昨年から今年にかけての調査箇所、そして、赤色の部分が来年度からの調査予定箇所となります。

議 長： 他にご意見・ご質問等ございませんでしょうか。
なければ、協議事項は以上として、最後に「(3) その他」ですが、委員の皆様から何かご意見ご指導等ありましたらお出しいただきたいと思ひます。
ないようでしたら事務局からお願いしします。

事 務 局： 本日、現地確認をいただきました「藤ヶ城跡井戸」につきまして、次回の審議会で審議いただき、特に問題が無ければ、委員の皆様方のお考えをお聞かせいただいでうえで、答申を受けたいと思ひております。
次回の審議会については、本日、古文書の関係で問題提起がされておりますので、佐々木会長と相談をさせていただきながら2月頃に開催できればと考へておりますので、別途ご連絡させていただきます。

議 長： ただいまの事務局からの発言について、ご質問等がございましたらお出しいただきたいと思ひますがいかがでしょうか。
ないようですので、これで本日の会議事項は終了させていただきたいと思ひます。ご協力ありがとうございました。
これで、議長の任は閉じさせていただきます。

【審議終了により議長退任】

7 閉 会